

復旧等工事施行指針の改訂

現 行 （平成 15 年 11 月改訂）	改 訂
<p>第 1 条～第 10 条 ～ 略 ～</p> <p>第 11 条 工事検査</p> <p>1. 企業者は復旧工事完成後速やかに次の各号に掲げる書類を本市職員に提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>(1) 工事竣工届 (2) 工事完成図 (3) 出来形図 (4) 試料資料 (5) 工事写真 (6) その他本市職員が必要と認める書類</p> <p>2. 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復旧工事については、それぞれ該当各号に掲げる検査項目により検査することができる。</p> <p>(1) 施行面積が 100 m²以上 300 m²未満は出来栄え、コア採取資料（厚さ測定）、工事写真（実施状況の検査） (2) 施行面積が 100 m²未満は出来栄え、工事写真(実施状況の検査)。 ただし、工事写真、コア採取資料については、本市職員の指示で提示にとどめる場合がある。</p> <p>3. 使用材料については、本市職員が示した場合、企業者は公共機関において材料試験を行わなければならない。この場合、供試体の作成、運搬、その他必要な事項について本市職員が指示する。</p> <p>4. 本市職員は工事検査にあたり必要があると認めるときは、復旧工事の目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は企業者の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 材料及び施行</p> <p>第 12 条 材料</p> <p>1. 復旧等工事に使用する材料は本市職員の指示する場合を除き、本市制定の土木工事共通仕様書に基づき、企業者の責任により適正に選択するものとする。</p> <p>2. 土木工事共通仕様書に記載のない材料については、本市職員と協議し、承諾を得て使用するものとする。</p> <p>第 13 条 施行</p> <p>1. 復旧等工事の施行は、土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事標準設計図集及び</p>	<p>第 1 条～第 10 条 ～ 略 ～</p> <p>第 11 条 竣工確認検査</p> <p>1. 企業者は、復旧工事完成後速やかに、「復旧等工事竣工確認検査要領」に基づき、竣工確認検査を受けなければならない。</p> <p>2. 竣工確認検査は、次の区分により、実施する。</p> <p>(1) 掘削面積が 20 m²未満 (2) 掘削面積が 20 m²以上 100 m²未満 (3) 掘削面積が 100 m²以上 300 m²未満 (4) 掘削面積が 300 m²以上</p> <p>3. 本市職員は工事検査にあたり必要があると認めるときは、復旧工事の目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は企業者の負担とする。</p> <p>第 2 章 第 12 条以下は廃止する。</p>

土木工事施工管理基準に準拠すること。

2. 土木工事共通仕様書に記載のない工事については、企業者の責任において仮設、施行の方法等を決定し、所定の目的物を完成させるものとする。

第3章 施行管理基準

第1節 施行管理

第14条 施行管理

1. 復旧等工事の施行に際して、企業者はこの指針に定める施行管理基準に基づいて施行管理を行うものとする。
2. 施行管理は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。
 - (1) 工程管理
 - (2) 出来形管理
 - (3) 品質管理

第15条 試験（測定）の実施

1. 出来形及び品質管理についての試験（測定）値は、その都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、本市職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示による。
2. 試験（測定）値の記録写真は、実施の都度、撮影して整理しておかなければならない。出来形管理及び品質管理は本市の定める各管理基準の測定項目、試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて管理図表等を作成するものとする。

なお、これらの管理資料は各管理報告書として本市の検査時に提出しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示により実施するものとする。
3. 指定されたもの以外でも必要と認められるときは本市職員が検査及び試験を指示することがある。

第2節 管理基準

第16条 出来形管理基準

出来形管理基準および規格値は、本市の定める出来形管理基準及び規格値、写真管理基準に基づいて管理しなければならない。

第17条 品質管理基準

1. 品質管理は、本市の定める品質管理基準及び規格値、写真管理基準に基づいて管理しなければならない。
2. 改質アスファルトの品質管理は本市の定める品質管理基準によるほか次に基づいて管理しなければならない。
 - (1) 合材の試験練時には、ホイトラッキング試験（舗装試験法便覧）を行うこと。試験は改質アスファルトと同一粒度で、ストレートアスファルトをバインダーとした合材にも行うこと。
 - (2) 合材の出荷時にもホイトラッキング試験（舗装試験法便覧）を行うこと。

第3節 合格判定基準

第18条 合格判定値

1. 出来形の合格判定
出来形管理及び品質管理は本市の定める、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準をすべて満足しなければならない。

2. 品質の合格判定

本市制定の品質管理基準及び規格値に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し品質の値はすべて規格値を満足しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示により実施するものとする。

第4節 提出書類

第19条 出来形管理資料

本市職員が指示する場合及び工事検査を行う時は、工事写真により確認した出来形図及び出来形資料の全部又は一部を提出しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示により実施するものとする。

第20条 品質管理資料

本市の定める品質管理基準及び規格値により実施した材料及びプラント試験資料並びに品質管理資料の全部又は一部を提出しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示により実施するものとする。

附則

1. この指針は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。
2. 復旧等工事施工指針（昭和 60 年 6 月 1 日土木局長決裁）は廃止する。

附則

1. この指針は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

復旧等工事施行指針

(制定 平成15. 9. 18 建設局長決裁)

第1章 総 則

第1条 目 的

この指針は、占用工事実施基準（昭和60年大阪市告示第427号）第9項第5号及び第10項第11号並びに道路掘削跡復旧工事施行要綱（平成15年9月18日付建設局長決裁）第3条に基づき、道路管理者以外の者（以下「企業者」という。）が道路において行う工事（以下「復旧等工事」という。）の円滑な工事の進捗、厳正な施行の確保及び従来の道路において工事を行う場合等の基準ともなることを目的とする。

第2条 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市職員 復旧等工事を担当する職員を総称していう。
- (2) 監督員 当該工事現場の総括及び当該工事に関する一切の事項の処理を行う企業者の職員をいう。ただし、企業者から当該工事を請負う施行業者の職員は、監督員とはいわない。なお、当該工事に伴う指示、承諾、協議等は監督員に対してこれを行う。監督員は当該工事現場に常駐することを原則とする。
- (3) 指示 道路管理側の発議により本市職員が企業者に対し、本市職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (4) 承認 この指針又は本市職員に指示された事項について、企業者が具体的に検討し作成して本市職員に報告し、本市職員がこれに同意することをいう。
- (5) 承諾 企業者側の発議により企業者が本市職員に報告し、本市職員がこれに同意することをいう。
- (6) 協議 本市職員と企業者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 一般事項

1. 企業者は工事着手の3日前までに監督員氏名、施行業者名、施行概要、実施工程等を本市職員に通知しなければならない。なお、本市職員が指示した場合には、書面をもって通知するものとする。
2. 工事は、本市建設局制定の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事請負必携、土木工事標準設計図集（以下「共通仕様書」という。）に準拠して、企業者の負担と責任により施行するものとする。

3. 工事施行時の管理、監督等は企業者により実施し、復旧等工事完成時における完成検査は本市職員が実施するものとする。

第4条 施行計画

1. 施行計画は、企業者において、工事目的物の所要の品質、出来形が確保され、沿道への影響をできるだけ避け、安全に工期内に工事が完了するよう、慎重に検討し作成しなければならない。なお、本市職員が指示した場合には、施行計画を提出しなければならない。
2. 企業者は、事前に工事現場付近住民と十分な調整を行い、施行態勢を整備したうえで工事に着手しなければならない。

第5条 現場調査

1. 企業者は、工事を安全かつ迅速に進めるため、沿道家屋、地下埋設物、地上物件、土質等の調査及び写真撮影を行い、その結果を工事に反映させなければならない。
2. 道路管理上必要と認めた調査については、本市職員がその内容を指示する。この場合企業者は、調査完了後すみやかにその結果を本市職員に提出するものとする。
3. 現場調査の結果、支障となる物件については、企業者において処理するものとする。なお、企業者が道路区域内に存在する物件を処理する場合は、本市職員に通知するとともに所定の手続を経なければならない。

第6条 施行管理

1. 企業者は、工事の出来形及び品質が本指針に適合するように、又工事が許可の期限内に完成するよう十分な施行管理を行わなければならない。又これに伴う各種管理試験についても企業者が行わなければならない。
2. 本市職員が出来形、品質及び工程の確認のため資料の提出を企業者に対し要求した場合は、すみやかにこれを提出しなければならない。

第7条 工事現場管理

1. 企業者は、土木工事安全施工技術指針（建設省経建発第1号、平成5年1月12日）工事現場における保安施設等の設置基準（昭和60年7月1日大阪市告示第426号）建設工事公衆災害防止対策要綱「土木工事編」（平成5年建設省経建発第1号、平成5年1月12日）等に準拠し災害の防止に努めなければならない。
2. 企業者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（平成5年3月31日付建設省調発第79号）を参考にし、工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
3. 企業者は、薬液注入工の施行に際しては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について（昭和49年7月10日付建設省事務次官通達）に準拠しなければならない。
4. 工事施行に伴い発生した建設副産物の適正処理について、企業者は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律137号）及び資源の有効な利用の促

進に関する法律（平成14年2月28日第1号）並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）を順守し、建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建第3号 平成5年1月12日、建設省経建発第333号 平成10年12月1日改正）に基づき適正に処理しなければならない。

5. 工事用資機材の運搬路として使用する道路及び工事個所並びにその周辺の道路標識及び路面表示は、企業者において常に良好な状態に保持しなければならない。
6. 企業者は、流水及び水陸交通の支障となるような、あるいは公衆に迷惑を及ぼすような施行方法をとってはならない。
7. 工事個所及びその周辺の地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、企業者において保護工その他必要な処置を講じなければならない。
8. 企業者は、人身事故の防止については不断の注意をはらい、通行人等に危険のないように常に必要な処置を講じなければならない。
9. 工事に起因して事故が発生したときは、企業者において臨機応変に適切な応急処置をしたうえで状況をすみやかに本市職員に報告し、その原因の調査及び復旧をしなければならない。
10. 工事現場が隣接し、又同一場所において他の工事がある場合は、常に相互協調して円滑に施行しなければならない。
11. 企業者は、豪雨、出水、その他の天災にたいしては、平素から気象予報等に十分注意をはらい、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
12. 企業者は、ガソリン、電気等危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
13. 安全管理と市民感情とは密接な関係にあり、工事の進捗に特に影響のあるものであるから企業者は常に次の各号に定める事項について注意を怠らないようにしなければならない。
 - (1) 常に市民とは円滑な協調を保ち工事の進捗に努めること。
 - (2) 監督員及び工事請負者の現場代理人等は常に腕章を着用して当該工事の責任者であることを明示すること。
 - (3) 市民の苦情処理については問題解決まで同一人があたるようにすること。万一担当者が代わる場合には後任者によく引継ぎし交渉経過の繰返しが生じないようにしなければならない。

第8条 諸法規の順守

企業者は、工事施行にあたり諸法令及び工事に関する諸法規を順守し工事の円滑な進捗を図らなければならない。

第9条 官公庁への手続き

1. 工事施行のために必要な関係官庁その他に対する手続きは、企業者において迅速に行わなければならない。

2. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省技調発第79号 平成5年3月31日)並びに騒音・振動規制法並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第93条に基づき届出手続きは、企業者の責任により速やかに行わなければならない。

第10条 施行検査

1. 主要な工事段階の区切り等には監督員は確認及び検査を行わなければならない。
なお、この確認及び検査を経ずに次の作業に入ってはならない。
2. 本市職員が検査を行うときには、あらかじめ監督員が出来形を確認しておかなければならない。

第11条 工事検査

1. 企業者は、復旧等工事完成後速やかに次の各号に掲げる書類を本市職員に提出し、検査を受けなければならない。
 - (1) 工事竣工届
 - (2) 工事完成図
 - (3) 出来形図
 - (4) 試験資料
 - (5) 工事写真
 - (6) その他本市職員が必要と認める書類
2. 1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復旧工事については、それぞれ該当各号に掲げる検査項目により検査することができる。
 - (1) 施行面積が100㎡以上 300㎡未満は出来栄え、コア採取資料(厚さ測定)、工事写真(実施状況の検査)。
 - (2) 施行面積が100㎡未満は出来栄え、工事写真(実施状況の検査)。
ただし、工事写真、コア採取資料については本市職員の指示で提示にとどめる場合がある。
3. 使用材料については本市職員が指示した場合、企業者は公共機関において材料試験を行わなければならない。この場合、供試体の作成、運搬、その他必要な事項について本市職員が指示する。
4. 本市職員は工事検査にあたり必要と認めるときは、復旧等工事の目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は企業者の負担とする。

第2章 材料及び施行

第12条 材 料

1. 復旧等工事に使用する材料は、本市職員の指示する場合を除き、本市制定の土木工事共通仕様書に基づき、企業者の責任により適正に選択するものとする。

2. 土木工事共通仕様書に記載のない材料については、本市職員と協議し、承諾を得て使用するものとする。

第13条 施行

1. 復旧等工事の施行は、土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事標準設計図集及び土木工事施工管理基準に準拠すること。
2. 土木工事共通仕様書に記載のない工事については、企業者の責任において仮設、施行の方法等を検討し、所定の目的物を完成させるものとする。

第3章 施行管理基準

第1節 施行管理

第14条 施行管理

1. 復旧等工事の施行に際して、企業者はこの指針に定める施行管理基準に基づいて施行管理を行うものとする。
2. 施行管理は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。
 - (1) 工程管理
 - (2) 出来形管理
 - (3) 品質管理

第15条 試験（測定）の実施

1. 出来形及び品質についての試験（測定）値は、その都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、本市職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、小規模工事については本市職員の指示による。
2. 試験（測定）値の記録写真は、実施の都度撮影して整理しておかなければならない。出来形管理及び品質管理は本市の定める各管理基準の測定項目、試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて管理図表等を作成するものとする。

なお、これらの管理資料は各管理報告書として本市の検査時に提出しなければならない。ただし、小規模工事については、本市職員の指示により実施するものとする。
3. 指定されたもの以外でも必要と認められるときは、本市職員が検査及び試験を指示することがある。

第2節 管理基準

第16条 出来形管理基準

1. 出来形管理基準及び規格値は、本市の定める出来形管理基準及び規格値、写真管理基準に基づいて管理しなければならない。

第17条 品質管理基準

品質管理は本市の定める品質管理基準及び規格値、写真管理基準に基づいて管理しなければならない。

1. 改質アスファルトの品質管理は本市の定める品質管理基準によるほか次に基づいて管理しなければならない。

(1) 合材の試験練時には、ホイルトラッキング試験（舗装試験法便覧）を行うこと。試験は改質アスファルトだけでなく、改質アスファルトと同一粒度で、ストレートアスファルトをバインダーとした合材を行うこと。

(2) 合材の出荷時にもホイルトラッキング試験（舗装試験法便覧）を行うこと。

第3節 合格判定基準

第18条 合格判定値

1. 出来形の合格判定

出来形管理及び品質管理は本市の定める、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準をすべて満足しなければならない。

2. 品質の合格判定値

本市制定の品質管理基準及び規格値に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し品質の値はすべて規格値を満足しなければならない。ただし、小規模工事については本市職員の指示により実施するものとする。

第4節 提出書類

第19条 出来形管理資料

本市職員が指示する場合及び工事検査を行うときは、工事写真により確認した出来形図及び出来形資料の全部又は一部を提出しなければならない。ただし、小規模工事については本市職員の指示による。

第20条 品質管理資料

本市の定める品質管理基準及び規格値により実施した材料及びプラント試験資料並びに品質管理資料の全部又は一部を提出しなければならない。ただし、小規模工事については本市職員の指示による。

附 則

1. この指針は、平成15年11月1日から施行する。

2. 復旧等工事施工指針（昭和60年6月1日土木局長決裁）は廃止する。